

奥州市監査委員告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、松本富二郎監査委員は、江刺開発振興株式会社の監査について除斥された。

平成24年12月12日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二郎
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成24年10月12日、15日及び16日

本監査 平成24年10月17日

(2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの（補助金）

団体名	補助金等名称	担当部課等
奥州市観光物産協会	奥州市観光物産協会補助金	商工観光部商業観光課

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
（社福）奥州市社会福祉協議会	奥州市立児童センター（10館）	健康福祉部子ども・家庭課
岩手ふるさと農業協同組合	胆沢牧野	農林部胆沢総合支所産業振興課
江刺開発振興（株）	えさし郷土文化館	商業観光部江刺総合支所産業振興課
	江刺自然活用総合管理施設	
	えさし観光交流館	

(3) 監査事項

平成23年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 財政援助団体

奥州市観光物産協会

補助金名称 奥州市観光物産協会事業補助金

補助金の額 13,843,924円（補助対象事業費 21,152,848円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

(2) 公の施設の管理（指定管理）

ア 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会

施設の名称 奥州市立児童センター（10館）

協定期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

指定管理料 110,997,000円（平成23年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、
奥州市立児童センター条例、奥州市立児童センター条例施行規則

イ 岩手ふるさと農業協同組合

施設の名称 胆沢牧野

協定期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

指定管理料 54,069,000円（平成23年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、
奥州市胆沢牧野条例、奥州市胆沢牧野管理規則

ウ 江刺開発振興株式会社

施設の名称 えさし郷土文化館、江刺自然活用総合管理施設、えさし観光交流館

協定期間 えさし郷土文化館、江刺自然活用総合管理施設 平成20年4月1日から平成
25年3月31日まで

えさし観光交流館 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

指定管理料 81,091,000円（平成23年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、
えさし郷土文化館条例、えさし郷土文化館条例施行規則、江刺自然活用総合管
理施設条例、江刺自然活用総合管理施設条例施行規則、えさし観光交流館条例、
えさし観光交流館条例施行規則

ア、イ及びウの監査の結果

公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。